

平成 29 年度港内横持補助制度（東京貨物ターミナル駅～東京港コンテナターミナル）

補助金交付要綱

（制定） 平成 29 年 3 月 10 日付 28 港経振第 540 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、鉄道輸送を利用する海上コンテナについて、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間の横持ちに係る費用を補助することにより、国内における海上コンテナの鉄道利用を進め、東京港への貨物輸送の効率化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における「横持輸送」とは、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間の輸送をいう。

（補助対象事業者等）

第 3 条 補助対象となる事業者、補助対象事業、補助金額は、別表 1 のとおりとする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助対象期間）

第 4 条 補助対象期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出期間は、前条の補助対象期間内とする。

（補助金の交付決定及び通知）

第 6 条 知事は、前条第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

- 2 補助金の申請総額が予算額を超過したときは、予算額を各申請者の申請額に応じて比例配分した額で交付決定を行うこととする。
- 3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により速やかに申請者に通知する。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第7条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前条第3項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、補助対象事業の（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

第8条 知事は、前条の申請があった時は、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適當と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象事業（変更・中止）承認通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了した後、平成30年4月10日までに補助対象期間輸送実績報告書（別記第6号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、その内容が適當と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第7号様式）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の支払及び請求）

第11条 補助金の支払は、前条による補助金の額の確定後とする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

（決定の取消等）

第12条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に基く命令に違反したとき。

2 知事は、補助事業者が前項第1号、第2号、第4号又は第5号に該当した場合、補助事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

（帳簿の保存）

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(調査等)

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助金について適用する。

別表 1

| | |
|------------|--|
| 補助対象となる事業者 | 十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、次に掲げる全ての要件を満たす者 一 国内に事務所又は事業所を有し、1 年以上業務を継続している法人又は個人の事業者 二 横持輸送を依頼又は営む者 |
| 補助対象事業 | 海上コンテナの輸送において、鉄道を利用し、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間を輸送する事業で、次の条件を全て満たすもの。ただし、実入りコンテナの場合は、東京港で直接、船舶へのコンテナの揚げ又は積みを行うこと 一 國際海上コンテナ（ISO 規格）を輸送する事業であること。 二 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに輸送すること。 |
| 補 助 金 額 | 補助対象事業について、1 輸送当たり 2,000 円を補助する。 |